

届出対象行為 ※令和7年4月1日から届出が必要になります。

当該地区内における届出対象行為は以下の通りです。

■妙見宮周辺地区における届出対象行為

行為の種類※1		行為の規模※2
建築物の建築等※3	新築、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 規模にかかわらず全ての行為
工作物の建設等※4 ※5	新設、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更	● 規模にかかわらず全ての行為
土地の区画形質の変更		● 行為に係る面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが0.5mを超える擁壁が生じるもの
木竹の伐採		● 樹高10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積		● 堆積に係る面積が100㎡を超えるもの かつ 堆積の期間が90日間を超えるもの

※1 通常の管理行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為など、景観法第16条第7項及び八代市景観条例第9条に規定する行為については、適用除外とする。

※2 増築等により新たに当該規模を超える場合を含む。工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さととの合計の高さとする。

※3 建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。(工事に係る仮設のものを除く。)

※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物のほか、室外機、自動販売機、街路灯、カーブミラー、バス停も対象とする。

※5 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

※4 八代市景観条例施行規則第3条第1号から第13号に掲げる工作物の例
 柵、塀、擁壁、記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物、観覧車・飛行塔・コースター・ウォーターシュート・メリーゴーラウンド等の遊戯施設、アスファルトプラント・コンクリートプラント・クラッシャープラント等の製造施設、石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設・ごみ処理施設等の処理施設、広告塔又は広告板、太陽光発電施設(自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。)